

令和 6 年

# 第 1 回議会臨時会会議録

自 令和 6 年 1 月 16 日

至 令和 6 年 1 月 16 日

福島県会津坂下町議会

令和6年第1回会津坂下町議会臨時会会議録

令和6年1月16日から令和6年1月16日まで第1回臨時会が町役場議場に招集された。

令和6年1月16日 午後2時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	加藤秀法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	出納室長	田部義康
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。（開会 午後2時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として3番 物江政博君、4番 赤城大地君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第1回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

本日ここに、令和6年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げます案件は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、会津坂下町生活支援事業を早期に実施する必要があることから、令和5年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第8号）の1件をご提案いたします。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげ、挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第1号「令和5年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議案第1号 令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に2億1,843万4千円を追加し、予算の総額を89億6,314万2千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算の主なものは、昨年11月に決定した国の第1号補正予算に対応するもので、普通交付税の追加交付及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活支援事業として非課税世帯への3万円給付事業、町内事業者及び運送事業者等に補助金を交付する事業を実施するものです。

また、ふるさと納税寄附金の増額により、それらにかかる返礼品等の事業費の増額と、基金の積立を実施するものです。

1ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。事項別明細書についてご説明申し上げます。

1ページ総括の歳入につきましては、10款 地方交付税から17款 寄附金まで、補正前の額87億4,470万8千円、補正額2億1,843万4千円の増、補正後の額89億6,314万2千円となります。

2ページをご覧ください。歳出につきましては、2款 総務費から3款 民生費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1,349万円の増、その他特定財源が1億5,000万円の増、一般財源が5,494万4千円の増であります。

3ページをご覧ください。2 歳入の詳細についてご説明申し上げます。

10款1項1目 地方交付税 補正額5,494万4千円の増は、国の第1号補正予算により、普通交付税が追加交付となったことによるものです。追加交付は2つの内容となっており、1つ目は、臨時経済対策費で5,282万8千円であり、これらは住民税非課税世帯等臨時特別支援事業、物価高騰対策事業者支援事業、及び運送事業者等支援事業の一般財源

分に充当し、経済対策の財源とします。また、この臨時経済対策費には、臨時財政対策債償還基金費分として2,020万5千円が含まれております。令和6年度以降、この分の臨時財政対策債の償還にかかる交付税措置が減じられることから、減債基金に積立てを行い、臨時財政対策債償還の財源として令和6年度当初予算で、公債費に充当してまいります。

2つ目は、総額調整で減額されていた額の復活分で211万6千円です。これは普通交付税の本来交付されるべき金額の復活分であり、財政調整基金へ積立を行います。

14款2項2目 民生費国庫補助金 補正額1,340万9千円の増については、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増に伴い、特に影響の大きい住民税非課税世帯や運送事業者等を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されるものです。住民税非課税世帯等臨時特別支援事業等の生活支援事業の財源として活用します。

17款1項2目 ふるさと納税寄附金 補正額1億5,000万円の増については、ふるさと納税の12月末の寄附実績から、本年度5億円の収入を見込み、増額したものです。

4ページをご覧ください。3歳出についてご説明申し上げます。

2款1項1目 一般管理費 まず、ふるさと納税寄附金の充当により、財源の内訳が、その他4,715万円の増となります。7節 報償費から13節 使用料及び賃借料まで、合計4,715万円の増は、ふるさと納税寄附金の増額に併せて、ふるさと納税にかかる返礼品等の経費を計上するものです。7節 報償費 補正額3000万円の増は、ふるさと納税寄附者に対する返礼品等にかかる経費を増額するものです。次に、11節 役務費 補正額400万円の増は、ふるさと納税の返礼品の送料を増額するものです。次に、12節 委託料440万円の増は、委託先である「新朝プレス」への返礼品発注等業務委託料を増額するものです。次に、13節 使用料及び賃借料 補正額875万円の増は、ふるさと納税ポータルサイトのライセンス使用料を増額するものです。

5目 財産管理費 まず、財源の内訳は、その他がふるさと納税の寄附金で、1億285万円の増、一般財源が3,849万3千円の増となります。財政調整基金2,885万4千円の増は、ふるさと納税1億5,000万円増から、返礼品等にかかる費用と、行政センター建設基金への積立金を差し引いた額2,673万8千円と、普通交付税の追加交付分のうち、調整額の復活分211万6千円を積立てするもので、積立後の基金残高は、8億3,673万1千円となります。令和6年度に寄附目的に沿った事業に充当してまいります。減債基金2,020万5千円の増については、普通交付税の追加交付分のうち、臨時経済対策費に含まれる臨時財政対策債償還基金費分を積立てするもので、積立後の基金残高は、2,481万7千円となります。令和6年度に臨時財政対策債の償還分として公債費に充当してまいります。公共施設整備基金1,617万2千円の増については、普通交付税5,494万4千円増から、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業等の生活支援事業に充当した額と、財政調整基金への積み立てした復活調整分及び減債基金積み立て分を差し引いた額を積立するもので、積立後の基金残高は、2億5,180万7千円となります。令和6年度に想定している各公共施設の修繕・改修工事費に充当してまいります。行政センター建設基金7,611万2千円の増については、ふるさと納税1億5,000万円増のうち一部を行政センター建設基金へ積立てするもので、積立後の基金残高は、8億9,434万7千円となります。

5ページをご覧ください。3款1項5目 臨時福祉給付費 まず、財源の内訳は、国庫支出金が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、1,349万円の増、一般財源が1,645万1千円の増となります。

3節 職員手当等から18節 負担金補助及び交付金まで、合計2,994万1千円の増は、物価高騰による負担増に伴い、特に影響の大きい住民税非課税世帯や運送事業者等を支援

するため、生活支援事業の経費を計上するものです。

まず、3節 職員手当等 補正額9万1千円の増は、職員の時間外手当を計上するものです。次に、11節 役務費 補正額10万円の増については、まず、通信運搬費7万2千円の増は住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の対象者へ交付決定等の通知を発送する郵便料を計上するものです。手数料2万8千円の増は、住民税非課税世帯に交付金を交付する際の口座振替手数料を計上するものです。次に、18節 負担金補助及び交付金 補正額2,975万円増については、まず、補助金2,225万円の増のうち、物価高騰対策事業者支援補助金は、町内事業者に対する支援として、物価高騰による負担軽減を図るため、従業員数に応じ3万円から10万円の補助金を交付するため、1,900万円を計上するものです。対象事業所数は500事業所と見込んでおります。また、運送事業者等支援補助金は、燃料費高騰の影響を受けた運送業者に対する支援として、事業者が使用する車両1台につき1万円の補助金を交付するため325万円を計上するものです。対象車両は、325台と見込んでおります。

最後に住民税非課税世帯臨時特別給付金750万円の増は、250世帯に3万円を給付する給付金を計上するものです。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番 渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

今回の補正は会津坂下町生活支援事業の一部が含まれています。その中で、水道料金等負担軽減事業についてお伺いしたいと思います。一般的には上水道をひいている方については基本料金を減免にあてたいというお話がありました。また、未給水地区等世帯生活支援給付金という事も説明があった訳ですが、その未給水地区等世帯というものの中には、上水道未加入世帯も含まれていると承知しています。現在我が町の上水道を完了している中で、未加入としている世帯に対して、このような支援があるわけなんです、その基本的な考え方と、それから未加入世帯を減らすような工夫とございますか、町の対応としてはどのような考え方で臨まれているのか伺いたいと思います。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

まず、基本的な考え方について私の方から説明させていただきます。やはりいろいろな物価高騰がございますので、町民の方の生活が苦しいという事もありますので、どういう切り口で支援していくかという所で、今回水道料金という選択を町としてはしたという事

でありますので、単なる水道料金の減免という事ではなくて、生活支援の形だという事でご理解を頂きたいと思えます。そのままやはり水道に加入していない方についても物価高騰の影響は受けておりますので、未加入世帯に対しても同様の支援を行い、広く町民の方を支援したいとの考えの下に実施をするという事であります。

詳細については建設課長の方から。

◎建設課長（古川一夫君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

古川建設課長。

◎建設課長（古川一夫君）

未給水地区等という事でございます。未給水地区であります袋原、赤城新田、杉山の一部も含まれておりますが、それらの地区を除く、主に広瀬地区においてと承知してございますが、いわゆる水道の未加入世帯がかなり多くございます。町といたしましては、水道水の安全性を前面に出しまして、少なくとも年に一回程度は加入促進のためのチラシの配布、送付等で一世帯でも多く加入していただきたいと考えているところでございますが、主に井戸水を使用しているんだらうと推測はしておりますけれども、加入となれば引き込み管、加入金等々、資金の問題もあろうかと思えますので、そこでなかなか水道に切り替えるという世帯が増えていかないのかなというふうには承知はしておりますが、やはり水道水、井戸水よりも間違いなく安全性は高いという事を前面に押し出しながら、少しでも、一世帯でも多く加入していただけるよう、引き続き対応して参りたいと考えております。

◎議長（水野孝一君）

他に質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番 渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

ふるさと納税について伺います。今回また大幅に補正をされて、とてもありがたいなど感じております。ふるさと納税は目的として寄付者が何々に使って欲しいという所もあろうかと思うのですが、今回はその一部が行政センター建設基金にも割り当てられました。ふるさと納税がわが町で多くいただいているところで、目的は町に任せるといふ、そういう範疇の中で建設センター基金に回しているのか、全体の割合的などを教えていただきたいと思えます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議員おただしの通り、いくつかの目的をチェックしていただいて、納税をしていただい

ています。その内訳については、一番多いのが子育て支援が3割を超えているくらい、次いで、町長にお任せというのが30%、あと、産業の振興とかは10%とかそれくらいの中で推移していると。大きくはその2つが大きいという事になります。今回庁舎建設基金に積み立てさせていただいたのは、お任せ分の30%については庁舎基金に積み立てをさせていただいたと。そういう考えの下に実施をしたという事でありまして、その他のものにつきましては、財政調整基金に今年積立をして、来年繰入れをしてその寄附目的に沿った事業に充当するという事でありまして。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番 小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

色々な部分への支援という事で、幅広く考えられているところでございますけれども、皆さんご存じのとおり、物価の高騰は賃金、働く方々の賃金の上がり方を大幅に越してしまっていて大変だという事は、皆さん周知のとおりでございますが、そんな中で、昨年保育料も上がったと。わが町では、それについて、以前の保育料に戻すには7、800万で足りると、そういう風に認識をしておるのですけれども、時限を限ってでもこの物価高騰が続く中で減免をする、支援をするという考えまでには及ばないのか、お伺いしたいと思います。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

議長、子ども課長。

◎議長（水野孝一君）

五十嵐子ども課長。

◎子ども課長（五十嵐隆裕君）

保育料につきましては、保育施設に子どもを預けている世帯が全ての世帯というわけではございません。0歳、1歳のお子さんをお持ちの世帯でも4割ほどは家庭で保育をしております。2歳のお子さんをお持ちの世帯でも2割ほどは自宅で子どもの保育をしております。保育施設に子どもを預けているという世帯の方は、様々事情はあるでしょうけれども、子どもを預ける代わりに働きに出て、収入を得ることができております。が、子どもを預けずに家庭で子どもを見ているという方は、必ずしも経済的に恵まれているという事だけではなく、収入を得ずに、自分で手間暇をかけて子どもを育てております。そういった世帯と、保育施設に預けている世帯とを分けて、一方にだけ支援をするという訳にはいかないかなというふうに考えております。子育て支援という事であれば、子どもをお持ちの世帯、全体を見て全体に対してより平等な支援をしていく必要があると思います。

ですから、時限的に保育施設に預けている保護者の方への保育料の支援だけという事は今のところ考えてはございません。

◎13 番（小畑博司君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番 小畑博司君。

◎13 番（小畑博司君）

言い方が悪かったのかもしれませんが、保育施設に預けている方だけを支援してくれと述べたわけではないんです。そちらの方が大変だから支援してくれという事ではなく、そこまで考えることはないんですか、という事で、こちらは良いからこちらだけ支援してくれと論じているつもりはありませんので、そのへんは誤解の無いようにしていただきたいと思います。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

◎13 番（小畑博司君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番 小畑博司君。

◎13 番（小畑博司君）

先程全協の中で説明があった部分で、町内事業者に対する支援、それから運送業者に対する支援という事であるんですが、従業員の数によって支援する部分と、運搬等に係る車の保有台数によってという支援があるのですが、例えば、建設業なのか、生コンを運ぶ車があるとか、そういうようなものはこれにはまってくるのかどうかという所が。難しいのかなというふうに思いますけれども、どんなお考えでしょうか。

◎産業課長（長谷川裕一君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

長谷川産業課長。

◎産業課長（長谷川裕一君）

一応この制度の立てつけとありますが、制度上はここに例示ございます通り、貨物運搬、或いは人を輸送、運ぶ業者、車、車両を用いて業を営んでいる方という想定をしてございます。議員からもあった通り、今、こういう世の中ですので、あらゆる業種に自動車は使うだろうという事で、そのへんの線引きというものが難しい部分であるんですが、今のところの想定としては、車両を使って物あるいは人を輸送する、運ぶことを生業となさっている業者の方に支援をするという考え方を持っております。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。

質疑も尽きたようであります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号「令和5年度会津坂下町一般会計補正予算（第8号）」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和6年度第1回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(閉会 午後2時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年1月16日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員